

吹田市立やまだこども園調理室用厨房機器購入仕様書

1 概要

吹田市立やまだこども園の調理室を整備するに当たり、以下のとおり厨房機器一式を発注するもの。

2 納品先

大阪府吹田市尺谷 27 番 1 号
吹田市立やまだこども園

3 機器リスト

別紙 1 (吹田市立やまだこども園 調理室用機器リスト)のとおりに

4 基本要件

- (1) 本業務は、機器価格に加え、運送料、設置料、試運転調整料及び現場諸経費を含んだ金額での発注とする。
- (2) 受注者は、納入・設置する機器・設備等(以下「機器等」という。)の仕様や操作説明、保守の内容を厳守し、業務を履行すること。
- (3) 業務の履行に当たり、(仮称)山田認定こども園建設工事受注者(以下「工事受注者」という。)と十分な情報共有のもと調整を図ること。なお、(仮称)山田認定こども園建設工事(建築工事、機械設備工事、ガス設備工事、電気設備工事)の工事期間は以下の通り。
 - ア 建築工事
令和 5 年 8 月 7 日から令和 6 年 12 月 13 日まで
 - イ 機械設備工事
令和 5 年 8 月 21 日から令和 6 年 12 月 13 日まで
 - ウ ガス設備工事
令和 5 年 8 月 16 日から令和 6 年 12 月 13 日まで
 - エ 電気設備工事
令和 5 年 8 月 7 日から令和 6 年 12 月 13 日まで
- (4) 納入検収は児童部保育幼稚園室職員の立会いの上、引き渡しすること。
- (5) 各製品は原則上記機器リスト(以下「リスト」という。)で示す型式及び仕様のとおりに納入すること。なお、仕様書やカタログ等の規格が分かる書類を質疑受付期間中に保育幼稚園室へ提出し、承認を得ること。資料の添付がない場合は「規格不明」として承認しない場合があるため注意すること。
- (6) サイズについては、リストに記載の仕様の範囲内とし、極端に小さくならないよう(90%程度まで)留意すること。

(7) 複数納入する機器等は全て同一のメーカーの同一のものとする。

(8) 以下の製品については、特に以下の事項に留意して納入すること。

No.	購入物品名	備考
B3	三槽シンク	ドライ仕様 穴あけ加工（6箇所・φ28mm程度・水栓取付用）
B7	作業台	背面化粧板付
C4	二槽シンク	ドライ仕様 穴あけ加工（4箇所・φ28mm程度・水栓取付用）
C9	ガスコンロ	ガスホース付き
C10	作業台	穴あけ加工（1箇所・φ20mm程度・ガスホース通し用）
C13	ガステーブル	バックガード不要 トップフラット仕様
C15	電気スチコン	1/1 ホテルパン 10枚 扉左吊元仕様 5点芯温センサー 操作パネル日本語表示
C17	一槽シンク	ドライ仕様 穴あけ加工（2箇所・φ28mm程度・水栓取付用）
C18	ガス回転釜	カラ付仕様 内釜ステンレス 自動点火 釜底排水仕様
C22	ガス炊飯器	ガスホース付き
C23	ガス炊飯器	ガスホース付き
D2	ソイルドテーブル	穴あけ加工（5箇所・φ28mm程度・水栓取付用）

※ 板金物全般、品名「台類・シンク類」等は「JFEA 認証」を取得できる製品とする。

※ 穴あけ加工が必要な製品は落札後、工事事業者と調整の上、実施することとする。

- (9) 物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入すること。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- (10) 受注者は、納入製品が検収後1年以内に故障等不具合が生じた場合は、迅速に無償で修繕を行うこと。ただし、メーカーが独自に1年を超える無償保証サービスを設定している場合は、当然その条件を受けられるものとする。
- (11) 管理資料として、施工図、取扱説明書、運用説明書などを発注者に提出すること。
- (12) 受注者は、納入・設置した機器等の取扱説明を行うこと。時期等については発注者と協議のうえ決定すること。

5 納入・設置等に係る留意事項

- (1) 機器等の納入・設置等は、工事受注者と十分に協議のうえ実施すること。なお、必要に応じて工事の定例会に出席すること。
- (2) 納入現場の壁面や床の下地材及び仕上げ材を把握し、取り付け寸法を確認すること。
- (3) 給食調理室の設備の立ち上げ位置は参考図のとおりとする。なお、給水・給湯・排水・ガスの配管への接続については、工事受注者が接続作業を行うため、本業務に含まない。

- (4) 機器等の納入・設置に必要な物品・付属品は受注者が全て用意し、各機器等が正常に稼働するようにすること。
- (5) 納入・設置に際しては、ドア・床・壁、その他の適宜必要な養生を行うこと。
- (6) 納入・設置作業において、万一製品及び建築物等を破損させた場合は、受注者の責任において現状を復旧すること。
- (7) 納入する製品の開梱、包装材の回収及び清掃は受注者で行うこと。また、梱包等の廃材は、適切に回収・処分すること。

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書等に明示されていない事項であっても、機器等の納入・設置に際し、必要な作業は発注者の指示に従い、受注者の負担で行うこと。
- (2) 本仕様書等に記載がない事項、あるいは疑義が生じた場合には、発注者と受注者双方で協議して解決すること。なお、発注者の関与については、本件の作業に関する疑義が発生した場合に限る。

7 納入期限

- (1) 機器リスト A1, A2, A4, C2, C5, C6, C11, D1, D8 の機器
令和7年1月31日(金)
※ 納入・設置については保育幼稚園室と十分に協議・打合せの上、実施すること。
- (2) (1)以外の機器
令和6年12月6日(金)
※ 納入・設置については工事受注者と十分に協議・打合せの上、実施すること。

8 本仕様書に関する問合せ先

吹田市役所

児童部保育幼稚園室

総務グループ 施設管理・園務改善担当

TEL : 06-6384-1541

FAX : 06-6384-2105

MAIL : hoiku_k@city.suita.osaka.jp